

(I3-3) 正副会長会議運営規則

平成21年11月20日 制定
平成23年11月18日 一部改正

(総則)

第1条 この規則は、土木学会運営規程第8条の規定による正副会長会議の運営について定める。

(構成)

第2条 正副会長会議は、会長、副会長および次期会長をもって構成する。

(開催)

第3条 正副会長会議は会長が招集し、議長は会長がこれに当たる。

2 正副会長会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した者にあつては、出席者とみなす。

3 正副会長会議は、原則として理事会と同日に開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、随時招集する。

(審議事項等)

第4条 正副会長会議は、会長の諮問に応じ次の各号について審議する。

(1) 副会長が会長職務を代行する順位

(2) その他、会長が諮問する事項

2 正副会長会議は、次年度の会長候補者、副会長候補者および必要に応じて専務理事候補者の推薦を土木学会役員候補者選考規程に定める素案作成部会に対して行う。

(規則の変更)

第5条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 (平成21年11月20日 理事会議決)

この変更内規は、「正副会長会議および拡大正副会長会議運営内規」16.11.16・理事会、17.11.15・一部改正を改正したもので、平成21年11月20日から施行する。

附則 (平成23年11月18日 理事会議決) 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。